

レ居レルか本日ハ神社祈願ト称シ百二十余名ハ參
伍々砂町八右エ門志彦神社及三町浜兵衛豊川稻荷神
社等ニ参拝別記祈願文ヲ朗誦シ金牛不穢、行勸ナシ
午后三時本部ニ引揚ゲ収会セルガ幹部ハ別記終過報
告ヲ各同系支部及友誼團体ニ付シ約三百枚ヲ發送セリ

二、會社側、態度

會社側ニ於テ天十四日、會見ヲ以テ決裂ト認メ新タ
ナル要求出テザル限り並ニテ職工側ト交渉シ進ムル
竟智十ク例年十一月ヨリ一月迄ハ閒散期ニシテ三四
ヶ月休業ストニ在庫品ノ賣却ニヨリ僕傭人ノ俸給ハ
支給シ得ベク損害亦數々ナリト察観シ居レルが往文
品ハ他工場ニ依頼シ以テ職工側、氣勢ヲ挫カレトス

「態度=出テツハアリ。

古文書(通)報候也

(同上)

東京正鉛鍍金株式會社年議経過報告

『只因』東京正鉛鍍金株式會社は從未從業員に對一ニ何等の待遇
干法至ニ譲セズ、五まつた、一朝今社が事業不振ニ落ヘル或會社本
我々從業員に對一ニ最も僅少ナリ解雇手当を支給シテ職首才子の不
あり、ノ、我々從業員は今日方如ク不景氣の際何時何時前商
連絡に命令上、サナカルれど思イ、我等は去る拾月三十日止に職工大
会を開キ、第一、第二ノ成る左の如ク要本第弐を決議レ直ヒに支業員
全員を奉手にて上実施を貰つたハある。

(要本第弐)

(2) 請更制度部門、月給者、給料ハ今社ヨリ支給スヘン

早正社ニ付シ、賃銀ハ時刻ヲ以テ支給スヘン

(3) (1) 請負利益金ノ配当割合改正スヘン

年一回以上從業員、急務令シ催スヘン